名古屋市教育委員会定例会

令和元年 11 月 5 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議　事
日程 1　請願第 7 号　請願審査について
日程 2　第 28 号議案　指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則案について
日程 3　令和元年度一般会計補正予算について
日程 4　契約の締結について
日程 5　指定管理者の指定について
日程 6　第 29 号議案　名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について
日程 7　第 30 号議案　令和 2 年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について
日程 8　第 31 号議案　令和 2 年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について
日程 9　第 32 号議案　名古屋市学校保健優良校の表彰について
日程 10 第 33 号議案　教職員人事

出席者
鈴　木　誠　二　教育長
小　栗　成　男　委　員
船　津　静　代　委　員
小　嶋　雅　代　委　員
教育次長始め、事務局員 27 名　※傍聴者 2 名

（鈴木教育長）
ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。
はじめに議事運営についてお諮りいたします。
議事日程第 3「令和元年度一般会計補正予算について」から日程第 10「教職員人事」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても日程第3から日程第5は議会に上程されるまで非公開、日程第6から日程第10については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）
異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
ではこれより、日程第1「請願審査について」です。
審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（各委員）
異議なし。

（鈴木教育長）
それでは、請願第7号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。
口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をはじめてください。

【陳情人より口頭陳述が行われた】

（鈴木教育長）
以上で、口頭陳情終了いたしました。
それでは審査に入ります。まずは事務局からの説明をお願いします。

（樋口総務課長）
それでは、請願第7号についてご説明させていただきます。
請願項目は3点でございます。1点目は「各学校へ学校内の校則、きまり等について児童・生徒とともに、見直しをすることを指示すること。」、2点目は「各学校の、校則、きまり等について、人権侵害と思われるものについては、教育委員会へ報告させ、公表すること。」、3点目は「各学校の、人権侵害と判断される、校則、きまり等について、放置している学校については、校長等管理職を処分すること。」でございます。
校則やきまり等につきましては、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められるものでございます。
本市におきましても、人権に配慮しつつ、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実

情、時代の進展などを踏まえて、各学校において適宜見直しを行い、定めているところでございます。
　説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）
　説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（小栗委員）
　事前にいろいろ読まさせていただいたりとか、教育委員のみなさんとお話をさせていただいて、おっしゃっていることもですね、私は理解ができます。
　特に昨今、特に近場でいくとワールドカップのラグビーとか、それから陸上選手とか、例えばスポーツ界でいくと、一般的にこれまでの価値観でいくと、この人たちが日本人って言えるの、というような人たちも日本人の代表として出ていたりとか、いろいろグローバリゼーションのなかになってきていると。
　で、例えば名古屋の中でもある地区は外国人の生徒が多くて、例えばその外国人の生徒の髪の毛の色が、我々の想像する髪の毛ではなかったりとかですね、そうした場合にどうされるんですか、って言ったらそれは学校に、校長先生もしくは指導の判断だというようなことをおっしゃっておられました。
　で、特に今ジェンダーのお話も出ていたので、世の中がこれだけ大きく変わってきているので、このご指摘の点も踏まえて、考えていくべきだし、それが各校長先生だけの判断ということだけでもなくて、本市が一歩二歩先を見据えて、いろんな視点からやっぱり考えていくタイミングかなという気はしましたので、ぜひ、いろんな考え方はおありになると思います。おありになると思いますが、おっしゃっていることも、私は理解ができますので、これは検討していくべきかなと思いました。

（鈴木教育長）
　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
　他にご意見もないようでございます。
　学校の校則、きまり等については、各学校の裁量において定めるべきものではありますけれども、小栗委員のご指摘のとおり、人権には配慮しなければいけないこと、世の中がどんどん変わっていくことなどもございます。それぞれ学校の児童生徒の実態とか、保護者の考え方、あるいは地域の実情、それぞれを踏まえて、適宜見直しを進めていくという必要がある、ということは認めたうえで、この件に関しましては、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
次に、第 28 号議案「指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（樋口総務課長）
それでは第 28 号議案についてご説明をいたします。
こちらですね、「指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございますが、この改正は、「教育公務員特例法」の一部改正に伴い、その規則中に同法律の条項を引用している部分がございます。その部分につきまして、引用の条番号が変わりましたので、規定の整理を行うものでございます。
詳しくは、その案以降の、新旧対照のページなどを見ていただきますと、旧来、「25 条の 2」となっているものが「25 条」になり、あるいはその下の、やはり「25 条の 2」となっておるところが「25 条」になると、こういったような変更でございます。
施行期日は、公布の日でございます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（鈴木教育長）
説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（鈴木教育長）
特にご意見もないようですので、日程第 2 第 28 号議案「指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）
異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
次に、日程第 3 に移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

日程第 3 以降は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 11 時 00 分終了